

第73回 行田市文化祭を開催します

展示部門

日 時	場 所	参加団体または内容
10月31日(日)～11月3日(水)午前9時～午後4時※3日は午後3時まで	産業文化会館ホワイエ	行田市工芸協会カリタスS41、行田市写真連盟、行田市書道人連盟、美布の会、行田美術会
	産業文化会館管理棟2階	行田絵手紙あおい会、行田フラワーデザイン協会、楽書子龍行田教室、行田市俳句連盟
11月1日(月)～3日(水)午前9時～午後4時※3日は午後3時まで	コミュニティセンターみずしろ	行田市華道会
10月28日(木)～11月7日(日)※7日は午後3時まで	郷土博物館	行田市菊花連絡協議会(第47回行田市菊花展)

大会・発表部門

催し名(団体名)	日 時	場 所	備 考
短歌大会(行田短歌連盟)	11月18日(水)午後1時30分～5時	コミュニティセンターみずしろ	無料 ※オープン歌会につきどなたでも参加可
ステージ発表(行田ハーモニカソサエティ(行田市フラダンス連盟))	11月23日(火)午後1時開演	「みらい」文化ホール	無料

- ▶主 催 埼玉県、埼玉県教育委員会、行田市、行田市教育委員会、行田市文化団体連合会、埼玉県芸術文化祭実行委員会、(公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団
- ▶主 管 埼玉県芸術文化祭行田市実行委員会
- ▶そ の 他 行田山草会、行田短歌連盟(展示)、さきたま盆栽会、行田市茶道会「茶席」、行田市碁楽会「碁碁大会」、行田市将棋連盟「将棋大会」、行田市民謡協会、産業文化会館管理棟2階の体験コーナーは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
※状況により日時や内容の変更および中止となる場合があります。
- ▶問い合わせ 同実行委員会事務局(生涯学習スポーツ課内) ☎556-8319

行田税務署からのお知らせ

国税に関する相談・質問は電話相談センターで

行田税務署へ電話をかけ、音声案内で「1」を選択すると電話相談ができます。なお、税務署での相談は事前予約が必要です。

個人の確定申告はパソコン、スマートフォンからe-Taxで

マイナンバーカードや税務署で発行するIDとパスワードを利用して、自宅から申告ができます。

国税の納付はキャッシュレスで

口座振替、ダイレクト納付、QRコード納付、クレジットカード納付などが利用できます。なお、税務署での納税受付は10月1日から原則、午前9時から午後4時までとなります。

納税証明書の請求はパソコン、スマートフォンからe-Taxで

交付手数料が安価(400円→370円)です。なお、マイナンバーカードを利用して請求された方でインターネットバンキングから手数料の支払いが可能な方は、自宅のパソコンなどでPDFファイルで受け取り、何度でも印刷して使えます。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121



全国近代化遺産一斉公開2021

行田市の日本遺産を巡る

～足袋蔵等近代化遺産見学ツアー～の参加者を募集します

普段は見られない足袋蔵や足袋工場の見学、花手水めぐり、本藍染体験、プチ足袋づくり体験など、行田の日本遺産の構成資産を歩いて巡るツアーを実施します。

▶日時・内容など

	日 時	内 容	参 加 費
①	10月19日(火) 午前10時～午後4時	【路地裏の足袋蔵探検&足袋工場見学】 武蔵野銀行行田支店、イサミコーポレーション足袋工場、今津印刷所店蔵・主屋などを見学、Café閑居で昼食	1,500円 (昼食代、保険料)
②	11月7日(日) 午前10時～午後4時	【マルシェの日に足袋蔵めぐりと本藍染体験】 藍染体験工房「牧禎舎」で本藍染体験、足袋とくらしの博物館、はちまんマルシェなどを見学、忠次郎蔵で昼食	1,800円 (藍染体験料、昼食代、入館料、保険料)
③	11月20日(土) 午前11時～午後5時	【足袋蔵と夕暮れの花手水「希望の光」見学】 大澤家住宅旧文庫蔵、小林家住宅、花手水「希望の光」などを見学、Vert Caféで昼食	1,300円 (昼食代、保険料)
④	11月23日(火) 午前10時～午後4時	【足袋づくりプチ体験&花手水めぐり】 古蛙庵(足袋蔵民芸館)、花手水などを見学、郷土博物館でプチ足袋づくり体験&企画展見学、あんどで昼食	1,200円 (昼食代、保険料)

▶集合・解散場所 足袋蔵まちづくりミュージアム(行田5-15)

▶定 員 各回15人(先着順)

▶主 催 行田市教育委員会、行田市日本遺産推進協議会、全国近代化遺産活用連絡協議会、文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会

▶そ の 他 新型コロナウイルス感染症の状況により内容が変更になる場合があります。

▶申し込み 10月1日(金)から各開催日の5日前までに電話またはEメールで文化財保護課【Eメール】bunka@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課 ☎553-3581



埼玉県最低賃金が改定されました

10月1日から埼玉県最低賃金は、時間額956円(引き上げ額28円)となりました。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり956円以上かどうか必ず確認しましょう。なお、一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。

▶問い合わせ 埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205
または行田労働基準監督署 ☎556-4195

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第2期納期限 11月1日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303